

令和4年度第3回 飯田市少子化における児童生徒の  
教育環境の充実に向けた取組研究会 次第

日 時 令和5年3月 23 日(木)19:00～20:30

会 場 ムトスぷらざ2階 多目的ホール

1. 開会

2. 座長あいさつ

3. 研究会会議録の内容確認・公開について

4. 報告・説明事項

(1) 令和4年度の実践の報告について

- ①保護者アンケート結果報告
- ②特色ある学校づくりについての意見交換
- ③学校の配置・枠組みについての研究報告

5. 協議事項

(1) 令和5年度の進め方について

- ①令和4年度の実践報告を受けての今後の進め方について
- ②飯田市これからの学校のあり方審議会の設置について
- ③ロードマップについて

6. 連絡事項

7. 閉会

令和4年度 飯田市少子化における児童生徒の教育環境の充実にに向けた取組研究会 委員名簿

氏名	所属等	備考
木下 潤児	飯田市校長会	浜井場小学校長
湯本 正芳	飯田市校長会	緑ヶ丘中学校長
高田 浩靖	飯田市PTA連合会監事	飯田東中学校PTA会長
齊藤 明宏	飯田市PTA連合会監事	下久堅小学校PTA会長
伊藤 拓生	飯田市保育園保護者会連合会長	上久堅保育園保護者会長
竹内 文人	飯田市私立認定こども園保護者等連合会	聖クララ幼稚園保護者会
大場 孝	東野まちづくり会議会長	Aブロック代表
安田 完爾	前鼎地区まちづくり委員会会長	Bブロック代表
熊谷 兼富	上村まちづくり委員会会長	Cブロック代表
宮下 博	伊賀良まちづくり協議会会長	Dブロック代表
山浦 貞一	飯田市公民館	上郷公民館長
渡邊 義昭	前飯田市公民館長	前上郷公民館長
後藤 正幸	有識者	前信濃教育会会長
坂野 慎二	有識者	玉川大学教育学部教授
熊谷邦千加	飯田市教育委員会 教育長	
北澤 正光	飯田市教育委員会 教育長職務代理者	

16名

令和4年度 飯田市少子化における児童生徒の教育環境の充実にに向けた取組研究会 事務局名簿

氏名	職責	備考
熊谷邦千加	飯田市教育長	研究会委員を兼ねる
北澤 正光	飯田市教育長職務代理者	研究会委員を兼ねる
松下 徹	参与、教育次長事務取扱	
桑原 隆	学校教育課課長	
今井 栄浩	学校教育課学校教育専門幹	
麦島 隆	学校教育課教育支援係長	
木下 耕一	学校教育課教育支援担当専門主査	
櫻田 誠二	学校教育課教育支援担当専門主査	
桐生 尊義	学校教育課教育支援指導主事	
櫻井 英人	学校教育課課長補佐兼総務係長	
上沼 昭彦	学校教育課課長補佐兼学務係長	
仲田 好寿	学校教育課保健給食係長	
上柳 智広	児童クラブ担当専門主幹	
代田 暢志	学校教育課課長補佐兼教育企画係長	

14 名

○飯田市少子化における児童生徒の教育環境の充実に向けた取組研究会設置要綱

令和2年 11 月 26 日

教委告示第 18 号

(設置)

第1条 飯田市の児童生徒の減少を踏まえ、今後の教育環境の充実に向けた研究をするため、飯田市少子化における児童生徒の教育環境の充実に向けた取組研究会(以下「研究会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 研究会は、少子化における児童生徒の教育環境の充実に向けた取組の進め方等について協議する。

(組織)

第3条 研究会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 研究会の委員(以下「委員」という。)は、飯田市校長会代表並びに飯田市 PTA 連合会代表、飯田市保育園保護者会連合会代表、飯田市私立認定こども園保護者等連合会代表、各地区のまちづくり委員会等の会長の中から選出された者、飯田市公民館代表及び学識経験者のうちから飯田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

3 飯田市教育長及び飯田市教育長職務代理者は委員となる。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(座長及び副座長)

第5条 研究会に座長及び副座長を置き、座長は飯田市教育長をもって充て、副座長は座長が指名する。

2 座長は、研究会の議事を進行する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、座長の職務を代理する。

(会議)

第6条 研究会の会議は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 研究会の事務局は、教育委員会事務局の学校教育課内に置く。

(補則)

第8条 研究会は、必要に応じて関係団体の意見を聴くことができる。

2 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 4. 報告・説明事項

### (1) 令和4年度の実施の報告について

#### ① 保護者アンケート結果報告（別紙アンケート結果より）

～各設問に対する全体考察～

##### Q1：お子さんの通う学校はどのようなところであるべきだと思いますか？（2項）

- ・いずれの校種別、小・中学校規模別、中学校区別においても「基礎的な学力をつけるところ」の割合が最も高く、次いで人間関係又は多様な考えの順となっている。
- ・この問いに学校規模や地域における差は見られない。ただし特徴的な回答では、中学校区別回答の「地域コミュニティの核となるところ」で、遠山中学校区が他の中学校区の平均の2%に対し2割近くを占めている。

##### Q2：お子さんの通う学校の魅力はどのようなことだと思いますか？（4項）

- ・校種別ではいずれも「子どもが楽しく学校に通えている」が最も多く5割以上を占める。
- ・小学校規模別の「一人一人を大事にしてくれる」について、小規模校（複式）は7割程度、小規模（1学級）は半数程度、中規模（2学級）及び大規模（3学級以上）は2割程度というように、規模が小さいほど大きくなっている。
- ・この傾向は中学校規模別でも見られ、また、遠山中学校区においては8割以上の保護者が「一人一人を大事にしてくれる」と回答している。児童生徒に深く関わり、寄り添うことを小規模校の保護者は期待していることが伺える。

##### Q3：お子さんの通う学校の特色は何だと思いますか？（6項）

- ・校種別では「学校と地域の結びつきが強く、様々な活動に生かされている」が特色として上位に挙げられているが、中学校はその比率が園や小学校に比べてやや低い。
- ・小学校規模別、中学校区別（竜東・竜峡・遠山中学校区）に見ると「地域との結びつき」「学年を超えた交流」が盛んである。
- ・地域との結びつきは、コミュニティースクールやキャリア教育といった飯田市の今日までの取り組みが反映された回答であり、アンケート自由記載のでも多くの意見があるように今後検討を進めていく上で特色ある学校づくりが必要と捉えられている。

##### Q4：お子さんが通う学校の規模（1校あたりの児童生徒数）に満足していますか？（8項）

- ・どの校種別で見ても「満足」「どちらかという満足」が8割以上を占めている。
- ・小学校の規模別に分析すると、1学級の小規模、中規模、大規模校共に「満足」「どちらかという満足」が8割以上を占めるが、複式となる小規模では「不満」「どちらかという不満」がほぼ半数を占めている。
- ・中学校でも同様の傾向がみられ、中規模校、大規模校では「満足」「おおよそ満足」が約8割を

占めているのに対して、小規模校では「不満」「どちらかというと不満」がこちらも半数近くを占めている。

- ・校區別では、小規模校区である竜東中学校区は約4割、遠山中学校区は7割以上が「不満」「どちらかというと不満」となっており、小規模校では不満に感じていることが多く、特に複式においてはその傾向が顕著である。

#### **Q5：お子さんが通う学校の児童生徒数についてどのように思われますか？（10項）**

- ・どの校種においても4割以上が「適切」としているが、規模別になると、小学校の中規模（2学級）は「適切」が半数を超え、複式の小規模は「少ない」が最も多く約7割、1学級の小規模では「やや少ない」が最も多く5割を超えている。一方、大規模では「多い」又は「やや多い」が5割を超えている。
- ・中学校でも同様の傾向が見られ、小規模校は「少ない」「やや少ない」で7割以上、中規模校では「少ない」「やや少ない」が6割程度、大規模校では「多い」「やや多い」と「適切」がおおよそ半数ずつを占めている。
- ・校區別に見ると、遠山中学校区、竜東中学校区、竜峡中学校区、飯田東中学校区の4中学校区で「少ない」「やや少ない」が7割を超えており、次いで飯田西中学区の順となっている。これらの結果から大規模校は生徒数が「多い」「やや多い」と感じているが、クラス替えや多様性を学べる適正規模と捉えられているものと思われる。
- ・小規模校では児童生徒の少なさから不満に感じられることがQ4の回答からも伺える。

#### **Q6：1学年あたりの学級数はどのくらいが良いと思いますか？（12項）**

いずれの校種においても3学級から4学級以上が良いとしており、小学校から中学校へと学年が上がるにつれて、学級数が多くなることが望んでいる。

- ・規模別にみると小中学校共に小規模校及び中規模校において今の学級数より1学級程度多い学校規模を望んでいると考えられる。大規模校においては「4学級以上」を望んでおり現状に満足していると考えられる。
- ・中学校区別では、現状の学級数が良いとする傾向があり学校毎の違いが見られる。
- ・飯田東中学校区は小学校が単級の追手町小、浜井場小の2校であるのに対し、飯田西中学校区は各学年2～3学級の丸山小1校であることが結果の違いに影響を与えていると考えられる。
- ・小規模校なら小規模校の、大規模校なら大規模校のそれぞれの通っている学校にメリットを感じ、現在の学校規模や学級数を基本として少しの増加又は現状規模が良いと考えているものと思われる。
- ・小規模校と大規模校のそれぞれのメリットやデメリットがお互いに共有されていない部分が大きいと思われ、新たな学校種に向けての情報の提供に合わせて情報発信の必要な部分であると考えられる。

#### **Q7：学校を取り巻く現状（少子化や施設の老朽化）に対応し、子どもたちの教育環境を充実するために学校の統合等は必要だと思いますか？（14項）**

- ・いずれの校種においても「必要」「どちらかというと必要」を合わせると6割以上を占めており、

- これから学校に通う保護者も含めて、将来の子どもの教育環境を考えての結果だと考えられる。
- ・学校規模別では複式の小規模では「必要」「どちらかという必要」が8割を占め、多くの保護者が必要と感じている。中学校も合わせて他の規模はほぼ同じ傾向を示し、「必要」「どちらかという必要」を合わせて7割近くを占めている。
  - ・中学校区の平均が6割程度であるのに対し、この平均を上回っているのは飯田東中学校区、飯田西中学校区、竜東中学校区、遠山中学校区となっている。大規模校でも比較的数字が高いのは、少子化が急速に進む将来の教育環境を考慮しての回答であると思われる。

**Q8：児童生徒数の減少や校舎の老朽化の進行に対応するため、より良い教育環境づくりの検討が進められることについてどのように思われますか？（16項）**

- ・小中学校の保護者は「将来的に検討が必要である」半数をやや上回るのに対し、これから学校に通うこととなる園に通う保護者は「早急に検討が必要」が半数近くを占めている。将来の学校のあり方を見据えた保護者の思いであると思われる。
- ・学校規模別では複式の小規模で「早急に検討が必要である」が7割近くを占めている一方で、それ以外の学校規模の傾向に大きな違いは見られず、「早急に～」が4割近く、「将来的に～」が半数程度を占めており、学校規模や学級規模に不安を抱える保護者は緊急性の高い取組みであると捉えている。
- ・中学校区別では「早急に検討する必要がある」の比率が高いのは、遠山中学校区の7割以上と竜東中学校区の6割であり、平均の4割を上回るのは、飯田東中学校区、飯田西中学校区と鼎中学校区である。ここでも小規模校、特に複式学級となっている中学校区にとっての早急に対応すべき課題として捉えられていることが伺える。

**Q9：今後に向けて学校に期待したいことは何ですか？（18項）**

- ・校種別、学校規模別、中学校区別とも「児童生徒に寄り添った学習や生活面でのサポート」を望まれる声が6割程度と最も多い。児童生徒のサポートについては教員配置によるところもあり、教育環境の充実に向け教員配置の面からも検討して行かなければならないことが伺える。
- ・地域との連携についても各中学校区共に2～3番目に多く、ここでも地域と連携した特色ある学校づくりが期待されている。

**Q：10より良い教育環境づくりに取り組む上で教育委員会に望む事は何ですか？（20項）**

- ・校種別、中学校区別ともいずれの回答の比率が2割～3割であり、いずれの回答においても大きな違いは見られず、「学校づくりの方策や選択肢を示して協議検討の場づくり」「教育委員会としての基本方針方針（案）を示す」「学校づくりの先進事例の情報の共有」「学校規模がその先の進学に与える影響について」のいずれも必要とされており早急な対応と共に取組み進めなければならない課題であると思われる。
- ・小中学校の規模別回答では、小規模校の「小中学校の小規模校がその先の進学にどのような影響があるか伝えてほしい」の回答の比率が多く保護者が不安に感じている部分であると思われる。

## ②特色ある学校づくりについての意見交換

### ア 経過

<令和3年度>

「これからの時代の教育に対応したより教育環境」をテーマに、各小中学校の学校運営協議会において、少子化や施設の老朽化といった小中学校を取り巻く現状について認識を深めていただいた上で意見交換が行われました。意見交換の中で、「特色・魅力ある学校づくのためにどのようなことが考えられるか」「学校の配置・枠組みのあり方」に関する多くの意見をいただきました。

<令和4年度>

地域ならではの創意や工夫、学校や家庭との繋がりが表れる「特色ある学校づくり」について、引き続き各学校運営協議会において意見交換テーマをひとつに絞り、学習状況調査の結果や学校アンケート等の客観的データも材料としながら意見交換を行い、多くの意見をいただきました。

### イ 中学校区毎の「特色ある学校づくり」に関する意見（令和3・4年度学校運営協議会から）

#### 飯田東中学校区（追手町小、浜井場小及び飯田東中学校学校運営協議会）

- ・教科学習では納まらない学習を地域と学校が一体となり行っていること（並木の精神や伝統の継承）が学校の特色。
- ・丘の上にある学校として周辺文化環境施設（文化会館・美博・りんご並木等）を生かした文化的活動に触れることのできる都会的コンセプトのある学校であることが特色。
- ・信州大学の出先機関が学校内にある。信大による放課後特別授業等、新しい取り組みが双方にメリットがある。この学校だけの特別感が魅力となる。
- ・学区を取払い生徒が自由に学校を選べる時代が来るのではないか。そういった柔軟な考え方が必要。自由通学区により特色ある学校を選ぶことが考えられる。
- ・地域(公民館)と学校が触れ合っていく事で地域に対する愛着が湧くことが特色となる。
- ・地域の方々はお家の子どもだけでなく、他の家の子どもたちにも愛情を分け与えてくれる。子どもを安心して通わせることのできるのも地域の特徴。
- ・小学校や中学校の枠組に捉われず学校間を超えた合同授業を考える。
- ・少人数で精鋭を鍛え上げることも特色に繋がるのではないか。
- ・学校や地域という境は必要ない。丘の上や飯田市の子どもとしてどう育てたいかを考えて行きたい。
- ・自然が豊かということだけでは、特色にあたらぬ時代がやってくるのでは。子どもの個性を大切に多様性を認める学校であり続けてほしい。
- ・特色ある学校として、現校舎を特徴ある建物として追求していけば魅力になるのでは。



### 丸山小・飯田西中学校運営協議会

- ・日頃から地域の大人と触れ合える場所を校内に作るなど、空き教室の有効利用と合わせて学校の特色にもなる。
- ・地域で子どもを育てることは都会ではできない。飯田の大きなメリットであり特色。
- ・地元の良さを味わってもらい、県外に出ても将来戻って来たいと思うような思い出を作ってやれることが必要だし取組みたい。
- ・子育てビジョンをベースにしてどんな子を育てるか、それにはどんな環境を整えるか検討することが特色づくりに繋がる。
- ・これまでの学校の歴史を踏まえて、特色ある学校づくりをこれからどうしていくのかは考えていきたい。
- ・少子化を、良い方向＝学校の特色 と捉えることも考えないと単に学校が縮小していきただけで終わってしまう。
- ・他地区の事例として、地域と一緒に特色ある学校づくりを行っている所もあるが、丘の上の学校ではなかなかそうはいかない部分もある。

### 緑ヶ丘中学校区（松尾小・下久堅小・竜丘小・緑ヶ丘中学校学校運営協議会）

- ・リニアが身近になると中学生も都会へ行って学ぶという選択肢も出てくるが、小中学生時代の地域での原体験が、地域への愛着へと繋がっていく。一度外に出ても地元に戻って来れるような児童生徒を育てたい。
- ・学校の特色はサイエンススクール。身近で大人に教わり、そして大人も楽しむ活動が伝統として継続されている。子どもたちが地域に目を向けるという意識も高めている。
- ・地区の人が子どもたちに真剣に関心している和紙の活動と学校の絡みがうまくいっている。少子化になっても続けていきたい特色である。
- ・地域には人や古墳など教育資産が多くある。それを磨き上げればこの地域ならではの教育ができる。また、学校での時間の使い方でも地域ブランドをもっと磨くことができる。
- ・地域の良さは、自由画教育から始まる大正時代から引き継がれた財産がたくさんあること。それを学校でも生かしている。学校が地域の財産、学ぶ価値のあるものをPTAとも協力しながら磨きをかけていくことが大事。
- ・学校の特色は地元企業との連携の良さ。地域にはたくさんの企業があり、これからはどんどん外に出て地域の企業と繋がりのある学校でありたい。
- ・市の副学籍制度は今年7年目で居住地交流を行っている。養護学校の子どもが地域の子どもとして小学校に登校し交流する中で、様々な経験や共生環境となっている。
- ・今後は社会から求められる人材も変わってきている。「何かに秀でる」「意見をいうことができる」という子どもたちを育てることも特色ではないか。
- ・規模の大きい学校だからできることを前面に出すべき。小学校から教科担任制を取り入れるなどとした教育課程が特色となる。

#### 竜東中学校区（上久堅小、千代小、千栄小及び竜峡中学校学校運営協議会）

- ・地域は学校を中心に回っている。千代っこ応援団などは学校の存在は大きい。若い人たちに地域に残ってもらい地域で子育てをしてもらえよう地域としても取り組んでいきたい。
- ・「ふるさと夢学校」は3校の小学生が、農業体験をしながら地区内の農家へ1泊する。地域との関りが深まり子どもたちの評判も良かった。学校に地域が絡むことで特色に繋がっている。
- ・今年は各学年の先生とまちづくり委員会、公民館長、主事と今年1年こんなことをやりたいという各学年の希望を聞く会が開かれる。この会により、地域とのつながりのパイプがより太くなった。
- ・この中学校区の教育環境はすごく良い。教育の密度の高さや環境の良さをアピールしながら特色づくりに繋げていく。
- ・学校の特色は学力。さらに高めるための小中・一貫教育の取組を考えたい。また、その特色を前面に出し、全通学区や市外からも児童生徒が来る計画が出来たら良い。
- ・人数が少ないメリットは授業中の一人ひとりの時間が取れること。先生とのかかわりの時間が取れることが学校の特色。
- ・自由に行き来できる授業体系や希望する授業を選択することが特色に繋がるのでは。これから求められるのは全国同じ発想ではなく、学校独自の特色。それが生き残りにつながるのでは。少人数の弱みはコミュニケーションであり、解消するために他校との交流はモニターを通して行うとか、外国とも交流し国際交流ができるという。

#### 竜峡中学校区（龍江小、川路小、三穂小及び竜峡中学校学校運営協議会）

- ・成人式のアンケートでは、小学校の頃のりんご収穫や運動会を思い出に上げる成人が多い。子どもの頃の体験がふるさとへの愛着心につながっていると感じる。思い出にも考慮しながら行事の精選を行っていききたい。
- ・今田人形や地域の竹を使った活動など、魅力ある取り組みについてはこの地域はかなり進んでいる方ではないか。
- ・特色ある学校づくりとしては、新しいものも大切だが、今まで続けてきたふるさと巡りとか地域の皆さんに協力いただいているクラブ活動とか交通安全の立ち番とかの大切さとか意味を考えたりしながら続けていけば、特色ある学校、この地域らしい学校づくりができるのでは。
  - ・コミュニティスクールの目的は、自然や伝統、文化などの故郷の良いところを大事にして、家庭、地域がスクラムを組み、子どもたちが帰って来たいという気持ちになってもらうこと。
- ・リニア、大学誘致、女子短の共学化など、学生の流出を防げる可能性も飯田市として出てきているので、農業など地域の良さを活かしながら特色づくりを進めていく。
- ・生徒の人数が減って伝統ある部活動が成立しなくなっている。自由通学区という意見もあるが、地域としての魅力や学校としての魅力がなければ自由通学区の選択として選ばれない可能性がある。

## 旭ヶ丘中学校区（山本小、伊賀良小及び旭ヶ丘中学校学校運営協議会）

- ・特色は地区の独自性を打ち出していくこと。自然の豊かさや里山とのふれあいや商業施設の見学を行うことにより社会を知る活動を進めたい。
- ・地域・郷土愛を育むには地域の中での文化づくりが大事。例えば南信濃の霜月まつりは子どもたちが主役になっている。この地域に子どもが主役になっているものがあるか。地域の中で子どもたちの文化として根付いていくようなことを考えていく必要がある。
- ・大きな特色は杵原学校。杵原で学んでいることが子どもたちの心に残るのではないかな。
- ・地域で頑張っている人を知ること大事だし、教師も情報を得て地域教材について学ぶ場を確保していきたい。
- ・山麓線のパノラマを活かした子どもたちの脳裏に残るような活動が特色に繋がるのでは。
- ・多くの選択肢から部活が選べるのが魅力であり更に強いというのも学校の特色になる。
- ・学校では昨年から教科担任制を試験的に始めている。時間割を見直すなど難しい面もあるが子どもたちには好評。学校の特色のひとつとして進めていく。
- ・3校小中連携一貫教育の取組を更に生かしていくことが特色に繋がる。
- ・学校の特色は子供たちに学力をつける事。ただ小学校に上がる前に既に学力に差ができてしまっている。小学校入学前までに何をすればよいか。それは本を読む事がいかに大事であるか。そういった面のサポートが地域として考えたい。
- ・学校の特色づくりについて、絞り込んでいくのもいいのではないかな。例えば、国語力、読書力、体力は他校には負けないといった特化した取組も必要ではないかな。

## 鼎小・中学校学校運営協議会

- ・鼎小中の特色や利点は、公民館を中心とした地域との連携の中で子供が成長していること。
- ・鼎地区の学校は小中一貫の強みという部分もあるが、課題は生徒の多様な価値観をいかに育てていくかであり、現状だと選択肢が少ない。地域と一体となって選択肢を増やしていきたい。
- ・この地区は地域資源が充実しているので、そういうものとの関係・連携を強くし、多様な価値観を醸成していく。多様な価値観に応じられる地域にしていきたい。
- ・中学校はライジングプランの中でお互いに高め合う学びに取り組んでいる。基盤になるのは良好な人間関係。それを育むには小中一貫という環境が強みになりうる。環境の特性を活かしながら地域全体として教育を考えていきたい。
- ・今、中学生はボランティアステーション等で地域に出るようになってきており、いずれは小学校にも広げていきたいと考えている。学校と地域で子どもたちを育てていくという鼎の考え方を知っていただく機会をつくっていきたい。
- ・今後に向けて、人的環境と物的環境を整えることが必要。飯田市では信大情報学部を誘致している。この地域といえば情報機器、情報を使った活動というようなメインの看板があると子どもたちにとって拠り所になるのでは。

#### 高陵中学校区（座光寺小、上郷小及び高陵中学校学校運営協議会）

- ・魅力は、地域内に小・中・高があり場合によっては将来大学が来るかもしれない。企業とも連携できる可能性のある地域である。学力だけでなく小・中・高・大・企業が連携して人間性を高めていく。また、キャリア教育をきちんと行うことで、地域で子どもたちを育てていくことができる。これが地域の魅力、学校の特色となれば。
- ・この地域には高校もある。連携しながら大きな繋がりで活動していくことができれば他の地域には無い特色ある学校づくりができる。
- ・この中学校区のイメージはスポーツが盛ん、学校がコンパクトな地域に入っている、学府のよう、身近なところにたくさん働く場所がある。
- ・小学校周辺は自然が多い。自然の環境にマッチした遊びの森から賑やかな声が聞こえる学校である。自然豊かな中で自然と触れ合いながら学びを深めていくのがこの学校の特色ではないか。
- ・今現在何をやるか、カリキュラムにメスを入れていく。学校独自のモデルカリキュラムを作っていく。小学校から中学3年まで子どもたちと一緒に大人も学んでいく。
- ・小学校の4年間で総合的な学習の基礎を気づいていく。地域の皆さんに支えてもらいながら授業にも地域の人たちが入り込んでいく。地域の人たちが学校に出かけていく。これまでと逆の発想が特色づくりへと繋がる。
- ・自分で未来を切り開く力を子どもたちにつけさせたい。学校は楽しい場所ではなく、自分で楽しむ場所である。楽しんでいくんだと捉えることが未来を切り開く力につながる。そんな特色のある学校でありたい。

#### 遠山中学校区（上村小、和田小及び遠山中学校学校運営協議会）

- ・中学校区内の保育園2園を含めた遠山郷二園三校ランドデザインを定め「遠山郷を愛し、誇りを持ち、遠山郷を背負っていく人材の育成」を共通認識に、学校の魅力づくり、特色づくりを進めている。
- ・地域の良さに触れ、持続可能な遠山郷について考え活動するE S D（持続可能な開発のための教育）を実践している。
- ・ユネスコスクールの登録に向けた3校連携した取組みを進めている。
- ・長期休暇（夏・春休み）の児童生徒見守り活動に取り組んでいる。
- ・各小学校における小規模特認校制度や、やまざと親子といった児童数減少改善に向けた取組みを継続している。
- ・自立ある学びの実現のために複式学年別指導や単元内自由進度学習の研究・導入を行っている。
- ・地域サポーター等、地域によるそれぞれの学校の活動を支援する体制が地元の方々により整えられている。
- ・各地区の霜月まつり保存会との交流を通じて、霜月の舞の習得と舞の披露を中学生が行い伝統芸能の継承に参加・貢献している。

### ③学校の配置・枠組みについての研究

#### ア 目的

学校の配置・枠組みについて、国の審議会答申や各種研究報告、先行的な取組事例の調査検討、外部有識者からのアドバイス等を基に事務局内で研究を行い、これからの学校のあり方に向けた検討材料の一つとして整理を行う。

#### イ 経過

令和3年度の学校運営協議会において「小中学校を取り巻く現状についての認識を深め合う」ことと、今後の学校のあり方に向けた「特色ある学校づくり」と「学校の配置・枠組みのあり方」について自由に意見を出し合っていました。地域の特性や学校との繋がりを生かしたその学校ならではの「特色ある学校づくり」については、客観的データを用いながら引続き学校運営協議会で意見交換をしていただきました。

一方、専門的知見や調査検討が必要となる「学校の配置・枠組み」については、教育委員会事務局で研究を行うこととしました。

#### ウ 研究内容

- 小中連携・一貫教育の取組み
- 県内先進事例における研究
- 国の考え方についての整理及び研究

#### エ 研究報告

##### ○小中連携・一貫教育を更に進めるための枠組み

教育委員会では、中一ギャップにより不登校となる中学生の増加や、中学生の学力の伸び等の課題に対応するため、義務教育課程の9年間を通じて、系統的で連続的な学びを進める「小中連携・一貫教育」を平成23年度より取り組んできました。

12年間の取組を通じて、当初の課題は徐々に改善に向かい、小中学校教職員相互の連携・協働意識が高まり、教育活動における小中学生の交流やともに学び合う状況が生まれ、定着してきています。

しかしながら、先行きを見通せないこれからの時代を生きていける力を培う教育を、家庭、地域、学校、行政が協働して進めていく取組み、教育振興計画が目指す「地育力による未来をひらく心豊かな人づくり」の必要性はますます高まっています。

そのために、これまで行ってきた小中連携・一貫教育を更に実践的に進めていくための学校の枠組みのあり方として、どのようなものが考えられるのかを、全国及び県内事例を参考にして研究しました。

## ○県内先進事例における研究

新たな学校形態として考えられるもの

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校
学年区割	発達段階や教育課程に応じて4－3－2制や5－4制等の設定が可能	小学校6年、中学校3年生（6－3制） ※現行小中学校と同じ
教育課程	9年間の教育目標の設定 9年間の系統性を確保した教育課程の編成一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設（独自教科の設定、指導内容の入替・移行）	9年間の教育目標の設定 9年間の系統性を確保した教育課程の編成一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設（独自教科の設定、指導内容の入替・移行）
組織運営	一人の校長 一つの教職員組織	学校ごとに校長 学校ごとに教職員組織 ※小中学校における教育を一貫して進めるためにふさわしい運営の仕組みを整えること
教員免許	教員は原則として小中両方の免許状を併有していること ※当面の間は前期課程、後期課程の免許で教員配置	教員は所属する学校種の免許状を保有していること
独自教科	設定可能 ※ふるさと科・地域づくり科・自然と暮らし科等	設定可能 ※ふるさと科・地域づくり科・自然と暮らし科等
兼 務	小中どちらを教えても申請の必要なし（柔軟な職員配置が可能）	小と中の職員が兼務する場合は申請が必要（小⇄中の兼務授業数を同じにする）
標準規模	18学級以上27学級以下	小中それぞれ12学級以上18学級以下
設置手続	市の条例	市教育委員会の規則等
施 設	施設一体型、施設分離型、施設隣接型	施設一体型、施設分離型、施設隣接型

～義務教育学校、小中一貫校の一般的なメリット～

- ・独自のカリキュラムを組むことができる。
- ・中学に上がる際の「中一ギャップ」が少なくなる。
- ・幅広い年齢層でのコミュニケーションが図れる。
- ・教科担任制の早い段階での導入ができる。
- ・個に寄り添った学習面・生活面での継続的なサポートが可能。

～義務教育学校、小中一貫校の一般的なデメリット～

- ・9年間同じ環境で過ごすため環境の変化に対応しにくい。
- ・小学校高学年生におけるリーダーシップや自信の創出につなげにくい。

## ○根羽学園（義務教育学校）の事例研究から

### メリット

- ・小規模校ゆえの小回りの利きの良さが義務教育学校となって更に活かされた。
- ・異年齢間での学びにより人間関係のつながりという面において効果が見られた。
- ・教員不足が解消された。（学校に配置される県費職員が増えた）

### デメリット

- ・高校へ進学した時の環境の変化が大きく、新たな環境の中で上手くやっけていけるか心配される。
- ・小学校高学年生のリーダーシップが発揮しにくい。

### 導入時における課題

- ・小中学校それぞれの教員の教え方や業務量の違い。（小中教員文化の違い）。
- ・カリキュラム編成時や進め方、業務量の増加に対する対応。
- ・小中学校それぞれの行事や活動があるため学校行事が増加。
- ・教頭は小中学校両方の対応が必要となる。（業務量増加）。

## ○国の考え方についての整理及び研究

- ・「令和の日本型学校教育」の構築を目指して/中央教育審議会答申より
- ・新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について/学校施設の在り方に関する調査研究  
協力者会議から

### (1) 個別最適な学び

「個に応じた指導」の充実を図り、情報手段を活用するために必要な環境を整える。

ICT環境の活用、少人数によるきめ細やかな指導体制の整備を進め、「個に応じた指導」を充実させていく。

「主体的・対話的で深い学び」を実現し、個々の家庭の経済事情に左右されることなく、子どもたちに必要な力を育む。

### (2) 協働的な学び

探究的な学習や体験活動を通じ、子ども同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する

### (3) 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方

#### ①基本的な考え方

少子高齢化や人口減少等により子どもたちを取り巻く状況が変化しても、持続的で魅力ある学校教育が実施できるよう、学校配置や施設の維持管理、学校間の連携の在り方について検討が必要

②児童生徒の減少による学校規模の小規模化を踏まえた学校運営  
ア公立小中学校等の適正規模・適正配置等について

- ・教育関係部局と首長部局との分野横断的な検討体制のもと、新たな分野横断的実行計画の策定等により教育環境の向上とコスト最適化
  - ・義務教育学校化を含む地方公共団体内での統合、分校の活用、近隣の地方公共団体との組合立学校の設置等による学校・学級規模の確保、少人数を生かしたきめ細かな指導の充実、ICTを活用した遠隔合同授業等による小規模校のメリット最大化・デメリット最小化
- イ義務教育学校制度の活用等による小中一貫教育の推進
- ・小中一貫教育の優良事例の発掘、横展開
- ウ中山間地域や離島などに立地する学校における教育資源の活用・共有
- ・中山間地域や離島等の高校を含めたネットワークを構築し、ICTも活用してそれぞれが強みを有する科目の選択的履修を可能とし、小規模校単独ではなし得ない教育活動を実施

参考：新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について飯田市内の既存学校の例では、令和4年度に飯田東中学校に開設した信大教職員大学などは、未来志向の観点の新しい学校施設の考え方であり、特色ある学校づくりへと繋がるものと考えられる。



## 5. 協議事項

### (1) 令和5年度の進め方について

#### ① 令和4年度を取組報告を受けての今後の進め方について

保護者アンケート、特色ある学校づくり意見交換、学校の配置・枠組み事務局研究から

#### ② 飯田市これからの学校のあり方審議会の設置について

##### ア 設置の目的

あり方検討に係るこれまでの取組みを基に、基本方針（案）策定へ向けて諮問答申機関である「飯田市これからの学校のあり方審議会」を設置し、飯田市の教育環境の変化に対応に必要な方策について調査審議を行うことを目的として設置する。

##### イ 調査審議事項の内容

- ・児童生徒の教育環境（少子化・施設老朽化の現状～教育活動への影響）に関する事項
- ・特色ある学校づくり（教育活動）に関する事項
- ・小中連携・一貫教育に関する事項
- ・中学校区毎の一貫性を持った教育活動に関する事項
- ・小中学校の配置・枠組み（適正規模/適正配置）に関する事項
- ・小中学校の通学区域に関する事項
- ・新たな学校種（小中一貫学校・義務教育学校）に関する事項 など

##### ウ 条例施行日

令和5年4月1日

### 飯田市これからの学校のあり方審議会条例

（設置）

第1条 飯田市の学校（飯田市立小学校及び中学校を設置する条例（昭和42年飯田市条例第57号）第2条に規定するものをいう。以下同じ。）を取り巻く教育環境の変化への対応に必要な方策を調査審議するため、飯田市これからの学校のあり方審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、飯田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 前条の方策に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、飯田市の教育行政に関し教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) まちづくり委員会（飯田市自治基本条例（平成18年飯田市条例第40号）第14条に規定する委員会等をいう。）を代表する者

(3) 教育に関する事業又は活動に携わる者

(4) 学校に通学する児童又は生徒の保護者（当該児童又は生徒を監護する者をいう。）を代表する者

(5) 飯田市の区域に存する保育所又は認定こども園に通所する児童の保護者（当該児童を監護する者をいう。）を代表する者

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し会長が議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、教育委員会が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。—

③少子化における児童生徒の教育環境の充実に向けた取組 ロードマップ

